

第6章 2017年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2017年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2017年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|--|---|
| 大気 | 12、30 | PM2.5について、1ページ等に全局達成と記されているが、川崎市の公設測定局は18局あり、PM2.5の測定は15局であることを明記すること。 また、指標評価「5」は甘い。 | PM2.5（微小粒子状物質）については、2016年度から18局中15局で測定を実施していますが、15局中の1局は年度の途中に設置したことから、14局について環境基準の評価を行ったため、報告書のような記載としたものです。 また、個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、微小粒子状物質については、前年度や基準年度から達成局数が増加したことから、「5」の評価となったものです。 2016年度版から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行ったところです。 今後も、ご意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。 |
| 大気 | 12 | PM2.5について、18局全局で早急に測定すること。 | PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2016年8月に市役所前自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、18局中15局で測定を実施しています。 |
| 大気 | 12 | PM2.5について、未測定の自排局2局、一般局1局の設置順序については、自排局への設置を明確にすること。 | なお、残る3局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから、現状では設置に至っておりません。設置の可能性については、今後も検討を続けてまいります。 |
| 大気 | 12 | PM2.5について、成分分析等に重点を置き、発生源の対策を早急に行うこと。 | 大気中のPM2.5（微小粒子状物質）の成分分析を実施するとともに、引き続き国や他都市の動向や知見の情報収集に努め、今後の効果的な発生源対策に向けて検討してまいります。 |

第2章 重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況

1 緑の保全・創出・育成

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|--|---|
| 緑 | 26 | 農地や樹林地の減少に歯止めがかからない。あらゆる政策を駆使して保全を図るべきである。 | 樹林地については、法令等に基づく保全制度を活用し、大きなまとまりを形成している樹林地にとどまらず、小規模であっても市民に身近で良好な自然環境を有する樹林地や、地域を代表する樹木などの保全、回復、育成に努めてまいります。 農地については、川崎市農業振興計画を踏まえ、改正生産緑地法に基づく制度の運用や、多様な主体と連携した農の活用を進め、良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ってまいります。 |

2 環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|--|--|
| 大気 | 38 | 中国瀋陽市とのPM2.5の共同調査の成果について、市民に情報提供してもらいたい。 | 瀋陽市とのPM2.5の共同研究に関する取組につきましては、環境総合研究所年報や環境局事業概要に掲載するとともに、市ホームページでも情報提供しています。 また、瀋陽市との共同研究を含む、環境省の中国大気環境改善のための日中都市間連携協力事業に関する取組につきましては、プラットフォームである公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)のホームページでも公開しています。 |

第3章 環境政策ごとの目標の達成状況と具体的施策の概要

1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|---------------------------------|--|
| 地球 | 49 | COP23の目標達成について、川崎市の独自の対策をたてること。 | COP21で合意されたパリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力することなどを掲げており、パリ協定を踏まえ我が国の温室効果ガス削減目標として、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を掲げた国の「地球温暖化対策計画」が策定されました。 本市では、パリ協定や国の計画を踏まえ、平成30年3月に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、新たに2030年度における温室効果ガス排出量を1990年度比30%以上削減する目標を掲げ、市民・事業者・行政の連携・協働の下、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用、気候変動への適応、環境技術・環境産業による貢献に取り組んでまいります。 |

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|---|---|
| 地球 | 50 | CO2 濃度を川崎市独自で計測し、地域別、企業別等、具体的に対策を強化すること。 | 二酸化炭素の濃度測定については、地球全体の濃度測定が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。 |
| 地球 | 50 | 二酸化炭素の削減は、パリ会議の国際目標と整合するものに改善する必要がある。また、排出割合が大きい工場・事業所に対して抜本的な削減を実施するとともに、むやみに人口を増やすまちづくりについても転換を図る必要がある。 | 本市では、パリ協定や国の計画を踏まえ、平成 30 年 3 月に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、新たに 2030 年度における温室効果ガス排出量を 1990 年度比 30% 以上削減する目標を掲げました。今後はこの目標の達成に向けて取組を進めてまいります。 工場・事業所等につきましては、再生可能エネルギーなどの活用、エネルギーの効率的な利用を促し、低炭素型のビジネススタイルの普及、定着を図るため、条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度において優れた取組を行った事業者の表彰等により、事業者のさらなる取組を促してまいります。また、本市では首都圏の中心部に位置する立地優位性や交通利便性等により人口増加が続いておりますが、こうした状況においても、節電行動、省エネ機器等の選択などエコ暮らしの実践を促すとともに、低炭素建築物認定制度等の適正かつ効率的な運用による都市の低炭素化の促進や都市機能の効率的な集約等によるコンパクトな都市づくりにより、低炭素化都市づくりを推進してまいります。 |
| 地球 | - | 市内における二酸化炭素の測定に関し、約 10 年前の年次報告書対応措置の中で「地球温暖化について考えるきっかけとなる可能性もあることから、現在常時監視している項目等を勘案して検討してまいります」としている。早急に実現を図るべきである。 | 二酸化炭素の濃度測定については、地球全体の濃度測定が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。 |

2 大気環境の保全

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|-------------------------|--|
| 大気 | 81 | 二酸化窒素について、さらに低濃度を目指すこと。 | 二酸化窒素については、2015 年度から 3 年連続で環境基準（対策目標値）を達成しました（速報）。今後とも環境基準の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。 |

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|---|--|
| 大気 | 81 | 二酸化窒素について、下限値 0.04ppm を全局で達成していないため、評価を「5」にするのはおかしい。 | 個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、二酸化窒素については、環境基準を前年度から全局で達成しているとともに基準年度から達成局数が増加したことから、「5」の評価となったものです。 2016年度版から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行ったところです。今後も、御意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。 |
| 大気 | 81 | 二酸化窒素の環境基準（対策目標値）について、当面の対策及び指標評価は下限値の 0.04ppm が実現されるよう、早急に具体的な対策を立てるべきである。 | 二酸化窒素については、2015年度から3年連続で環境基準（対策目標値）を達成しました（速報）。今後とも環境基準の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。 |
| 大気 | - | 二酸化窒素について、季節、風向きにて高濃度の発生がある。また、臨海部に道路計画があり、池上自排局の濃度がオーバーになる可能性がある。 | |
| 大気 | 81 | 浮遊粒子状物質（SPM）について、環境目標値は達成していないのに評価が「5」では、さらに達成する方策がなされないで評価方法の検討が必要である。 | 個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、浮遊粒子状物質（SPM）については、環境基準を全局達成したことから、「5」の評価となったものです。 2016年度版から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行ったところです。今後も、御意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。 |
| 大気 | 81 | 浮遊粒子状物質（SPM）の環境目標値（年平均値）はまだ全局未達成なので、引き続き削減を進めるべきである。 | 浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値は、これまでの取組により改善傾向にあります。引き続き工場・事業場の自主的取組の促進や低公害車の普及促進などの取組を推進してまいります。 |
| 大気 | 81 | 光化学オキシダントについて、指標評価「2」は低すぎるため、原因追究、対策の強化を早急に行うこと。 | 光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑ですが、環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の削減対策を進めることが重要であり、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携した取組を推進してまいります。 |
| 大気 | 81 | 光化学オキシダントについて、地球の温暖化や異常気象で気温が上がりつつあるので、人体被害が出ないようにすること。 | 光化学オキシダントの濃度が高くなることによる市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報の発令について、ホームページや地上波デジタルテレビのデータ放送、防災行政無線の屋外スピーカーなど様々な媒体を介して引き続き周知してまいります。 |

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|-----|------------|---|--|
| 大気 | 81 | 窒素酸化物は光化学スモッグ、PM2.5の主要な原因物質であることから、発生源・発生量をおさえ、対策を強化すること。 | 窒素酸化物については、今後とも環境基準の達成維持や更なる環境濃度の低減に向け、低公害・低燃費車の普及促進やエコ運搬制度の運用による自動車の環境対策を進めるとともに、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく規制や、環境性能に優れた燃焼施設の導入などの促進の指導を行ってまいります。 |
| 大気 | 81 | 市内全区で、光化学スモッグ注意報の発令が続いている。引き続き窒素酸化物の原因物質の大幅な削減を進めなければならない。自動車からの排出量は減少してきていることから、早急に大工場への削減対策に着手すべきである。 | 窒素酸化物の対策として、引き続き自動車の環境対策を進めるとともに、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく規制や、環境性能に優れた燃焼施設の導入などの指導を行ってまいります。 |
| 大気 | 81,87 | 二酸化窒素については、ヨーロッパにおいて、自動車の電気自動車化を目指しているなど、排出ガスが少なくなってきているが、川崎市の工場（固定発生源）の排出削減量が頭打ちであり、排出計画を再検討すること。 | 二酸化窒素については、2015年度から3年連続で環境基準（対策目標値）を達成しました（速報）。今後とも二酸化窒素の環境濃度低減に向けて、引き続き自動車の環境対策を進めるとともに、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく規制や、環境性能に優れた燃焼施設の導入などの指導を行ってまいります。 |
| 大気 | 81 | 窒素酸化物の事業所（固定発生源）排出量が前年比99トン増加している。固定発生源の減少努力がされていないため、市として指導を強化すべきである。 | 窒素酸化物の排出量については、景気動向等により変動するものですが、施設設備が適切に管理され、排出量が少しでも抑制されるよう、引き続き工場・事業場に対し法・条例に基づく規制や、環境性能に優れた燃焼施設の導入などの指導を行ってまいります。 |
| 自転車 | 81 | 駐輪場数について、数だけでなく、駐輪台数も確認すること。また、駐輪場について、屋内、屋外、屋根付きなど施設の概要も記載すること。 | 駐輪台数や施設の概要の記載につきましては、御意見を踏まえ、記載するよう調整してまいります。 |
| 自転車 | 81 | 駐輪場数について、評価「1」は低すぎる。記載内容の再検討により評価も変わるかもしれない。 | 個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、駐輪場数については、前年度や基準年度から達成場数が減少したことから、「1」の評価となったものです。 2016年度版から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行ったところです。今後も、御意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。 |
| 大気 | 86 | PM2.5の環境基準ぎりぎりの状態は、NOxとPM2.5の複合汚染によるぜんそく患者の増加を抑えることはできない。PM2.5の減少を積極的に行うべきである。 | 微小粒子状物質（PM2.5）については、2016年度から2年連続で環境基準を達成しました（速報）。今後も継続的な環境基準の達成に向けて、引き続き国や近隣自治体と連携しながら、発生源の把握や生成機構の解明等に関わる知見の収集に取り組みます。また、事業者の自主的な揮発性有機化合物（VOC）排出抑制の取組の促進やガソリンペーパー排出抑制の取組を進めてまいります。 |
| 大気 | 86 | アスベストについて、材料の使用規制は前進しているが、これからは古い建屋の改築、建替えが予測されることから、測定回数、箇所を増やすこと。 | 調査回数及び箇所を増やすことについては、工事の実施状況や現行の調査地点におけるアスベスト濃度変化などを踏まえて、必要に応じて検討してまいります。 |

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|--|--|
| 大気 | 86 | アスベストの環境調査で、本数が0.1未満とされているが、整数でないと理解しづらい。もう少し説明がある。 | 測定結果をより正確に示すため、小数を用いています。理解しやすくなるよう説明内容を検討してまいります。 |
| 大気 | - | 「マイナス値」の発生は常識的にあり得ない問題であり、「マイナス値」のまま日平均値等を計算することは「環境基準達成」に疑問を生じさせることになるために、測定法の見直しについても検討すべきである。 | PM2.5の測定については、自動測定機の測定原理における誤差要因等により、1時間値がマイナスの値になることがあります。 なお、環境大気常時監視マニュアル（第6版）では、マイナスの値をそのままの値として扱うこと、1時間値については参考値として取り扱うこと等が規定されています。 |

3 地域の生活環境の保全

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----|------------|---|---|
| 騒音 | 99 | 臨海部に大型道路の建設が計画されており、また、羽田空港の飛行機の発着数の増加があるので、地域住民の生活への影響把握のため、騒音計の数、位置を検討すること。 | 自動車騒音については、騒音規制法に基づき市内の幹線道路を定期的に調査し、沿道地域の環境基準の評価を行っています。また、羽田空港の新飛行経路の運航に当たっては、国が新たに騒音測定局を設置する方針を示していますので、適切に航空機騒音を把握するよう国に対して求めてまいります。 |

4 具体的施策の概要

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|----------|------------|---|--|
| 大気 健康 | 146 | ぜんそく患者が大勢おり、増えている。 | 一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因、ストレス社会に伴う過労等、様々な要因が指摘されています。今後もぜん息発症のメカニズムにつきましては、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいります。 |
| 大気 健康 | - | 市内で、大気汚染による喘息などの健康被害者が増加している。前年の市の対応措置によると、大気汚染は喘息の原因ではないかのような印象を与えているが、その根拠を明確に示すべきである。各種原因を定量的に示す必要がある。 | 気管支ぜん息は、平成27年12月25日に施行された「アレルギー疾患対策基本法」において、アトピー性皮膚炎、花粉症等とともに、アレルギーに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係るアレルギー疾患と位置付けられております。一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因、ストレス社会に伴う過労等、様々な要因が指摘されています。 今後もぜん息発症のメカニズムにつきましては、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいります。 |

その他

| 項目 | 報告書 ページ | 市民意見要旨 | 対応措置 |
|-----|------------|--|--|
| 大気 | - | 以前屋外にあった大型電光表示盤と同様のものを設置すること。防災事項などの機能を付け、通行人もわかるものにする。また、市内繁華街にある大型スクリーン等においても表示することを検討すること。 | 大気汚染情報（1時間値）の提供については、情報媒体の高度化・多様化に合わせて、効率的・効果的に幅広い市民に提供できるよう、次のとおり実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる公表 ・テレビ神奈川のデータ放送による公表 ・市役所第3庁舎に設置したモニターによる公表 今後につきましても、ICT技術の進展等を見据え、付帯機能も含め効果的・効率的な手法について検討してまいります。 |
| 放射線 | - | 放射性の発生源のある市として、現状を継続的に知らせてほしい。 | 市内研究用原子炉施設周辺環境放射能の状況については、毎年調査を実施し、区役所や図書館等の公共施設で報告書を閲覧に供するとともに、ホームページ等で公表しております。 |
| その他 | - | 年次報告書を発行し、意見募集していることを市民に分かるように知らせること。 | 市民の皆さまへの効果的な情報提供のため、区役所や図書館等の公共施設へ年次報告書及び概要版を送付するとともにホームページで情報提供を行い、普及啓発に努めてまいります。 |
| その他 | - | 行政のほか議会・企業・市民など、各分野が保有する貴重な公害問題についての資料を1か所に収集・保管し、次世代に歴史遺産として残すべきである。環境総合研究所の1階にある展示では、不十分である。 | 環境総合研究所1階のアーカイブスペース等では、本市の公害の経験や克服に取り組んできた歴史をバナーや映像、IT機器を活用して展示、紹介しているところでございます。 今後につきましても、川崎市における公害の経験や克服に関する情報の充実に努め、公害の歴史を継承してまいります。 |